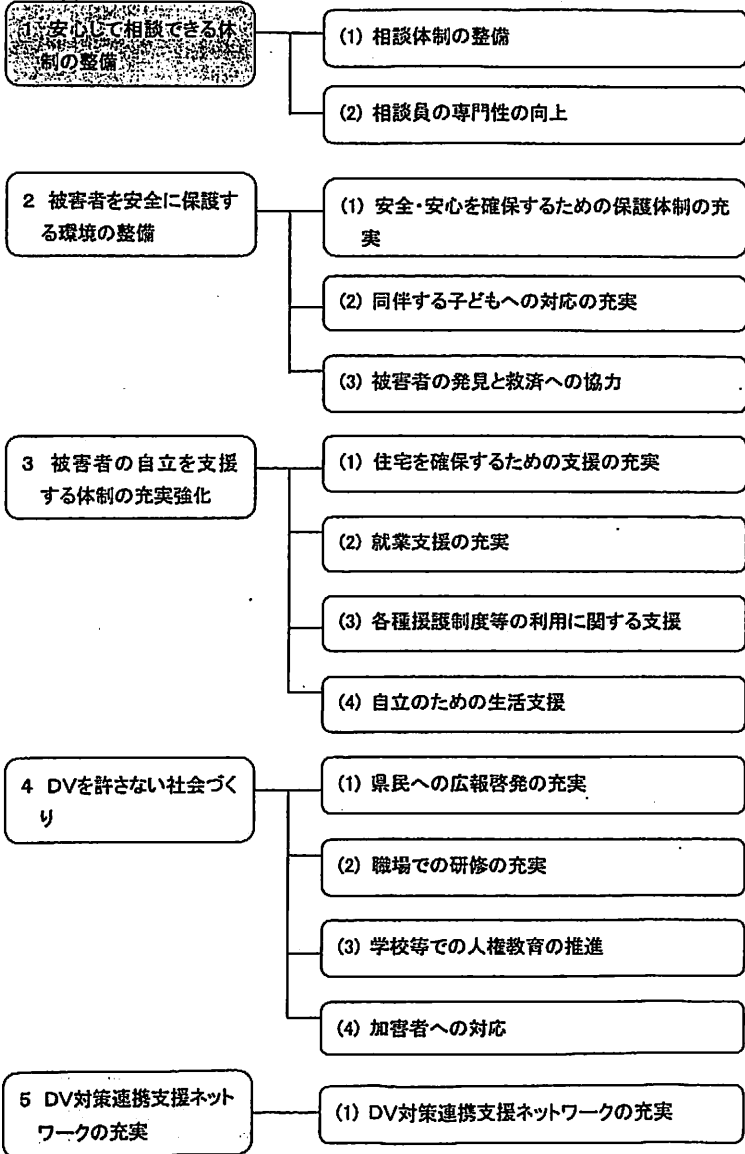


# DV対策の取組と現状・課題

## これまでの取組

【基本目標】

【重点目標】



## 社会情勢

- 女性の意識の変化 → DVに声をあげだした。
- 経済・雇用情勢の低迷 → 失業などがDVの引き金に
- 国際化の進展 → 在住外国人のDVへの対応が必要に
- 高齢化の進行 → 高齢者DVへの対応が重要に
- インターネットや携帯電話の普及 → 暴力の多様化と若年層への被害の拡大
- 核家族の進行・地域のつながりの希薄化 → DVの潜在化や深刻化

## 現状

### ■配偶者暴力相談支援センターへの相談状況

・DVの相談件数は年々増加

	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
相談件数	1,128	1,430	1,344	1,306	1,461	1,488	1,738	1,601	1,631
うちDV	174	188	273	232	331	322	381	459	632
備考	DV法施行						新築移転		

- ・特に60歳以上の年代からの相談が増加
- ・一時保護する被害者は、経済的な基盤の弱さや、精神的、知的な問題を持っているなど、自立困難なケースが多い。
- ・自立に向けて求職活動を行っても、厳しい雇用情勢下で容易に就職できず、自立や社会復帰が困難。

### ■県民の意識： 県民意識調査 (H21.12実施) より

- ・「DVを直接、経験したことがある」は約3割。
- ・DVを経験した人のうち、「誰(どこ)にも相談しない」が半数ほどを占め、公的機関など外部に相談する人は少ない。
- ・DV防止法の認知度は、5年前に比べ微増。20歳代の「内容を知っている」人の比率が、他の層を大幅に下回っている。

## 課題

- ▲教育と普及・啓発のさらなる強化
  - ・年齢に応じた人権教育の充実
  - ・若者への啓発の強化
- ▲関係機関・団体間の連携のさらなる強化
  - ・一時保護所退所後の、フォローアップの強化
  - ・子どもの心のケア
  - ・郡部における一時避難所の確保
- ▲市町村等地域における取組の強化
- ▲被害者支援に携わる関係者の理解のさらなる促進

## 現行計画の体系とこれまでの主な取組

### 【基本目標】

#### 1. 安心して相談できる体制の整備

##### 【主な取組】

- ・女性相談支援センターの開所（平成 20 年 4 月）
- ・外国人や聴覚障害者の通訳派遣体制の整備
- ・すべての市町村に「DV相談窓口」が設置

#### 2. 被害者を安全に保護する環境の整備

##### 【主な取組】

- ・女性相談支援センター（一時保護所）の開所（平成 20 年 4 月）
- ・一時保護先の確保（3か所）
- ・民間シェルターへの運営費補助
- ・警察による一時保護施設の確保
- ・児童相談所との情報共有、連携体制の整備
- ・医療機関用通報マニュアルの作成配布

#### 3. 被害者の自立を支援する体制の充実強化

##### 【主な取組】

- ・自立支援施設の運営
- ・県内国際ソロプチミスト9団体とのDV被害者支援協定締結
- ・民間支援団体や企業、労働団体等の協力による被害者の自立支援制度の創設
- ・関係機関との定期的な協議の実施

#### 4. DVを許さない社会づくり

##### 【主な取組】

- ・マスメディア等を通じた広報啓発
- ・民間支援団体等との協働による広報活動
- ・女子大生との協働によるデートDV防止啓発カードの作成
- ・デートDV防止のための学校での学習会の実施や、関係機関との協議
- ・民生委員や教育関係者に対するDV問題の啓発
- ・人権擁護委員と連携した加害者への対応

#### 5. DV対策連携支援ネットワークの充実

##### 【主な取組】

- ・「DV対策連携支援ネットワーク」（関係 43 団体）による情報共有

### 【重点目標】

(1) 相談体制の整備

(2) 相談員の専門性の向上

(1) 安全・安心を確保するための保護体制の充実

(2) 同伴する子どもへの対応の充実

(3) 被害者の発見と救済への協力

(1) 住宅を確保するための支援の充実

(2) 就業支援の充実

(3) 各種援護制度等の利用に関する支援

(4) 自立のための生活支援

(1) 県民への広報啓発の充実

(2) 職場での研修の充実

(3) 学校等での人権教育の推進

(4) 加害者への対応

(1) DV対策連携支援ネットワークの充実

「高知県DV被害者支援計画」に基づく取組実績

【平成22年度】

基本目標1 安心して相談できる体制の整備

重点目標	担当課名	22年度の取組く事業名:対象:内容:参加者>	今後の課題及び23年度に予定している取組
(1)相談体制の整備	健康対策課	1. 事業:思春期相談センター(PRINK) 2. 対象:思春期の子ども及び保護者 3. 事業内容および実績 ・相談事業(電話相談:560件・面接相談114件・メール相談60件) ・相談事業で、自分や周りの人を大切に、DV等の暴力を起こさないための啓発、被害予防のための相談を実施。	課題 22年度より思春期相談センターが保健衛生総合庁舎5階に移転したことで、思春期の子どもたちが気軽に来室しにくい場所となった。このことから、面接相談の件数が減少する可能性が高い。今後は、電話相談やメール相談事業を中心におこなながら、相談員が学校など子どもの生活の場に出向き、性に関する正しい知識の提供やDV等の暴力を起こさないことを含めた若者の性行動についての啓発が必要。 取組 ■相談事業の充実 ・相談事業(電話相談・面接相談・メール相談) ・思春期の子どもたちに、思春期相談センターを周知し、相談を促すために、高知市立中等学校(20校)、県立高等学校(37校)に思春期相談センターの案内カード各50部、リーフレット各20部を配布。 ・思春期の子どもたちを支援する関係機関との会議等の機会に、思春期相談センターを周知していく。
	高齢社者課	・高齢者総合相談センターにおける相談受付 (H22年度相談件数:1,038件) ・認知症コールセンターにおける相談受付 (H22年度相談件数:306件)	・22年度の取組の継続 高齢者総合相談センターにおける相談 認知症コールセンターにおける認知症相談
	障精センター 保健福祉課	◆障害者電話相談事業(障害者110番)における相談受付 ・委託先:高知県社会福祉協議会 ・電話相談実績:1,127件 ◆精神保健福祉センター ・精神保健福祉センターにおける精神保健福祉相談 ・心の健康相談でのメンタル面での対応と医療機関等への紹介 ・女性相談支援センターで行われる事例検討会に参加(1回/2か月)、要請があれば入所者・相談者への対応	・22年度の取組の継続
	児童相談所	・中央児童相談所の児童虐待対応チームの増員 (児童福祉司を4名増) ・市町村児童家庭相談担当新任職員研修(前期) 参加者:市町村新任児童家庭相談担当職員、保健部署職員 53名 目的:児童家庭相談担当職員として必要な実務知識の習得や技術の向上 内容:子どもにとってDVが虐待であることを知ってもらうとともに、現状や地域での連携などについての理解を深めてもらう ・市町村児童家庭相談担当職員研修(後期) 参加者:すでに新任職員を受講した市町村の担当職員及び保健部署職員 48名 目的:前期と同じ 内容:前期と同じ ・児童相談所と女性相談支援センターとの連絡協議会 目的:ケースの立立てや支援に関する考え方や相互理解を深める 内容:それぞれのケース対応に関する質疑・協議等	・市町村職員に対する研修の実施 市町村児童家庭相談担当新任職員研修(前期) 市町村児童家庭相談担当職員研修(後期) 中堅職員研修 児童問題関係職員研修会 ・児童相談所内研修の実施 ・児童相談所と女性相談支援センターとの連絡協議会の実施
	文化・国際課	(公財)高知県国際交流協会に、外国人入権・生活相談窓口を設置 相談受付時間 月～金 8:30～17:00 相談場所 (公財)高知県国際交流協会 対応言語 日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語 相談日・時間 月～金 8:30～17:00 (H22年度 DV相談件数:0件)	(公財)高知県国際交流協会に、外国人入権・生活相談窓口を設置 相談受付時間 月～金 8:30～17:00 相談場所 (公財)高知県国際交流協会 対応言語 日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語 相談日・時間 月～金 8:30～17:00 外国語で入権・生活相談に対応できる相談員を配置、PRチラシを作成し、市町村等関係機関に配布 相談員配置言語 英語、中国語 配置期間 5月19日～2月2日 毎週木曜日 15:00～17:00 年30回 (夏休み、祭日、年末年始除く)
	生企活固安課	・警察本部生活安全企画課に警察総合相談室及び県下16署に総合相談窓口を設置し、県民から警察に寄せられる相談に24時間体制で対応した。 ・室戸署、本山署、窪川署を除く13署に非常勤職員の警察安全相談員(警察官OB)を各1名配置した。	22年度取組の継続
	県民生活・男女共同参画課	・DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門家研修会 参加者:福祉事務所職員等53名 内容:高知県のDV被害者支援の現状と課題について ほか講演:「DV被害女性とその子どもが健康に生きていけるために～DVの理解と支援～」 講師 神戸市看護大学教授 ・市町村DV対策担当者研修会 中央(県下全域対象)・安芸・幡多 参加者:市町村担当職員・相談員 80名 内容: 中央 講演「配偶者の暴力のある家庭への支援」、事例検討 安芸・幡多 高知県のDVの現状、一時保護と地域支援、ビデオ視聴、事例検討 ・民間団体との連携 内容:「相談カード」作成・配布 配付先等:小売店、市町村、医療機関、県立図書館などに20,000枚	・DV被害者が安心して相談できる地域の相談窓口の確保、DVに関する情報の提供 ・2次被害を防止するため、市町村窓口職員への研修の支援 ・市町村広報紙等を活用した住民への広報に関する働きかけ
配偶センター 暴力	・外国人に対して通訳の通訳を確保した。 ・相談員を1名増員した。 ・市町村職員に対してDV研修を実施した。 ・要保護児童対策地域協議会との連携を図った。	・22年度に引き続き、通訳の確保・市町村や関係機関の研修を実施する。 ・要保護児童対策地域協議会と連携を図る。 ・県市町村保健師の研修を実施する。	

重点目標	担当課室名	22年度の取組<事業名・対象・内容・参加者>	今後の課題及び23年度に予定している取組
②相談員の専門性の向上	企画課生活安全	・相談業務新任担当者研修会及び同業務担当者の研修会をそれぞれ開催し、DV事案の現状や相談受理時の留意事項等について研修した。	・部外講師を招聘した研修会を継続して開催し、専門性の向上を図る。 ・ソールが開催するスキルアップ講座へ本部相談責任者を参加させて知識、技能を吸収し、各署に対する相談教養に反映させる。
	児童相談所	・施設心理職員との学習会の実施 4回 ・児相心理担当職員学習会 10回 ・児童心理司の専門研修への参加 2名 (中堅職員研修、CSPTトレーナー研修)	・施設心理職員との学習会の実施 4回 ・児相心理担当職員学習会 ・児童心理司の専門研修への参加 (児童心理司スーパーバイザー研修、CSPTトレーナー研修等)
	県民生活・男女共同参画課	・DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門者研修会 参加者：福祉事務所職員等53名 内容：高知県のDV被害者支援の現状と課題について ほか 講演：「DV被害女性とその子どもが健康に生きていけるために～DVの理解と支援～」 講師 神戸市看護大学教授 ・市町村DV対策担当者研修会 中央(県下全域対象)・安芸・幡多 参加者：市町村担当職員・相談員 80名 内容： 中央 講演「配偶者の暴力のある家庭への支援」、事例検討 安芸・幡多 高知県のDVの現状、一時保護と地域支援、ビデオ視聴、事例検討 ・民間団体との連携 内容：「相談カード」作成・配布 配付先等：小売店、市町村、医療機関、県立図書館などに20,000枚 ・アドバイザー派遣事業 対象：配偶者暴力相談支援センター職員等相談員ほか 国の事業を活用してスーパーバイズ等2回開催 アドバイザー：認定フェミニストカウンセラーほか 参加者：累計14名	・配偶者暴力相談支援センター職員等の専門性の確保 各種研修等の活用 ・二次被害を防止するため、市町村窓口職員への研修の支援 DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門者研修会の開催 市町村DV対策担当者研修会の開催
	配偶者暴力相談センター	・県外の専門研修の受講や所内研修会(13回)の実施、精神科医等をスーパーバイズとした研修会(6回)を行い、専門性の向上を図った。	・22年度に引き続き、各種専門研修・精神科医師によるスーパーバイズを実施する。

基本目標2 被害者を安全に保護する環境の整備

重点目標	担当課室名	22年度の取組<事業名・対象・内容・参加者>	今後の課題及び23年度に予定している取組
(1)安全・安心を確保するための保護体制の充実	市振興課 市町村	対象：市町村の住民基本台帳事務担当職員 内容：戸籍・住民基本台帳事務協議会の県内各ブロック会において、被害者支援措置関係事務における留意事項について説明。	戸籍・住民基本台帳事務協議会等の機会を捉え、引き続き市町村職員に対して、制度の趣旨及び留意点等の周知に努める。
	高齢者福祉課	地域包括支援センター等への支援 ・高齢者虐待防止ネットワーク構築の支援 ・専門相談員による困難事例への助言相談活動 ・事例検討会の開催 ・高齢者虐待防止に係る関係職員等研修会 高齢者虐待を考える講演会 (福祉従事者、一般県民対象)	・22年度の取組の継続 地域包括支援センター等への支援 高齢者虐待防止啓発研修等の実施 ・関係機関の組織的な連携 高齢者権利擁護推進会議(仮称)の設置
	福祉保健課 精神保健センター	・精神保健福祉センターにおける精神保健福祉相談 心の健康相談でのメンタル面での対応と医療機関等への紹介	・22年度の取組の継続
	児童家庭課 児童相談所	・母子生活支援施設において、母子世帯が安心して相談できる体制の整備 相談員研修参加 年2回 (H23.4.1現在の入所世帯数・者数：2施設27世帯70人) ・DVなどにより被害を受けた児童及び保護者に対する児童心理司のカウンセリング・心理治療の実施	・母子生活支援施設への入所 22年度の取組みを継続するとともに、様々な理由により入所を希望する母子世帯の入所を図る ・DVなどにより被害を受けた児童及び保護者に対する児童心理司のカウンセリング・心理治療の実施
	生活安全課 各警察署 企画課	・DV相談の受理に際して緊急の保護を要すると認められる場合は、女性相談支援センターと連携した保護対策を行った。 ・「緊急避難場所使用料公費負担制度」やDV事案等に対する初動活動を強化するための「被害者登録制度」を活用した保護対策を推進した。 ・DV防止法に基づく審判に際しては、警察官2名を派出して被害者の保護対策を講じるとともに、申立人及び相手方に対する指導を行い再発防止対策を行った。	・22年度取組の継続
	県民生活課 男女共同参画	事業名：民間シェルター運営補助事業 内容：さまざまな家族形態の被害者を保護できるよう受入施設の拡充を図るため、民間シェルターの設置運営に係る経費に対し補助を行った。	・警察と連携した被害者の安全の確保 ・入所者の状況に応じた処遇の充実 ・母子支援施設や民間シェルターなどとの連携による受入施設の更なる拡充 ・民間シェルターの備品等の充実
	配偶者暴力相談センター	・警察や関係機関との連携を強化し、被害者の迅速な保護を行い被害者の安全・安心に努めた。	・22年度に引き続き、被害者の保護と安全を確保する。

重点目標	担当課名	22年度の取組<事業名:対象:内容:参加者>	今後の課題及び23年度に予定している取組
(2) への対応の充実 同伴する子ども	県男 民女 生共 活同 参画 課	・保護児童への学習の機会の確保 ・関係課との連携強化	・同伴する子どもへの心身のケア ・同伴する子どもの学習機会の確保
	配 偶 者 支 援 セ ン タ ー 暴 力 課	・ケースに応じて児童相談所と連携して子どもへの対応を図った。 ・入所児童への就学支援や乳幼児の保育の充実を図った。	・22年度に引き続き、所内での支援に努めるとともに、退所後の子どもへの対応に関する課題を関係機関に繋ぐ。
(3) 被害者の発見と救済への協力	医 療 務 療 課	なし	・医療従事者の研修会等でパンフレットの配布 ・医療機関立入時にパンフレットを配布するとともに、患者相談窓口の職員に対し、DV被害者の発見及び対応方法について説明し、協力を依頼する。
	県 民 生 活 ・ 男 女 共 同 参 画 課	対象：市町村や福祉事務所の相談窓口職員等 内容：DVに関する情報提供及び研修の実施 ・DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門家研修会 参加者：福祉事務所職員等53名 内容：高知県のDV被害者支援の現状と課題について ほか 講演：「DV被害女性とその子どもが健康に生きていけるために ～DVの理解と支援～」 講師 神戸市看護大学教授 市町村DV対策担当者研修会 中央(県下全域対象)・安芸・幡多 参加者：市町村担当職員・相談員 80名 内容： 中央 講演「配偶者の暴力のある家庭への支援」、事例検討 安芸・幡多 高知県のDVの現状、一時保護と地域支援、 ビデオ視聴、事例検討 ・民間団体との連携 内容：「相談カード」作成・配布 配布先等：小売店、市町村、医療機関、県立図書館などに20,000枚	・広報への働きかけ 市町村への広報案の提示等 市町村DV対策担当者研修会の開催 ・民生委員・児童委員等地域で活動する方々との連携 ・民間団体等との連携 ・DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門家研修会の開催
	配 偶 者 支 援 セ ン タ ー 暴 力 課	・民生委員、女性保護対策協議会、国際ソロプチミスト、高知女子大生等を対象にDVの現状や対応について説明を行い理解を深める機会を持った。	・22年度に引き続き、積極的に受託研修などで、DVの周知に努めるとともに、民間や、関係機関と協力し、広報に努め被害者の早期発見と救済の協力を図る。

基本目標3 被害者の自立を支援する体制の充実

重点目標	担当課名	22年度の取組<事業名:対象:内容:参加者>	今後の課題及び23年度に予定している取組
(1) 住宅を確保するための支援の充実	住 宅 課	・平成22年度は、募集戸数162戸に対し、887名の有効申込者のうち2名のDV被害者の申込があり、抽選により1名が県営住宅に入居した。	・引き続き入居手続きを一部省略する緩和措置及び入居抽選で優先入居該当者として取り扱う優先措置をとる。
	県 民 生 活 ・ 男 女 共 同 参 画 課	対象：市町村や福祉事務所の相談窓口職員等 内容：DVに関する情報提供及び研修の実施 ・市町村DV対策担当者研修会 中央(県下全域対象)・安芸・幡多 参加者：市町村担当職員・相談員 80名 内容： 中央 講演「配偶者の暴力のある家庭への支援」、事例検討 安芸・幡多 高知県のDVの現状、一時保護と地域支援、ビデオ視聴、事例検討	・公営住宅入居に関する優遇措置の検討への働きかけ ・住宅に関する情報の提供
	配 偶 者 支 援 セ ン タ ー 暴 力 課	・公営住宅の募集情報や民間の住宅情報を提供した。	・22年度に引き続き公営住宅の募集情報や、民間の住宅情報を提供する。
(2) 就業支援の充実	児 童 家 庭 課	対象：母子家庭の母 内容：就業に関する相談、就業情報の収集・提供、就業あっせん、法律相談等について、NPO法人「大地の会」に事業を委託して実施 22実績 ・相談者件数 1,552件 ・就職決定者数 113人 ・法律相談件数 88件	・22年度の取組を継続するとともに、より一層求人情報の収集に努める。
	雇 用 策 労 課 働	・ジョブカフェこうちしごと体験講習優先実施 受講者4名	・ジョブカフェこうちしごと体験講習優先実施
	県 民 生 活 ・ 男 女 共 同 参 画 課	対象：市町村や福祉事務所の相談窓口職員等 内容：DVに関する情報提供及び研修の実施 市町村DV対策担当者研修会 中央(県下全域対象)・安芸・幡多 参加者：市町村担当職員・相談員 80名 内容： 中央 講演「配偶者の暴力のある家庭への支援」、事例検討 安芸・幡多 高知県のDVの現状、一時保護と地域支援、 ビデオ視聴、事例検討	・市町村等地域での支援の拡充 市町村DV対策担当者研修会の実施 ・マザーズサロン・ハローワーク等との連携強化

重点目標	担当課室名	22年度の取組<事業名・対象・内容・参加者>	今後の課題及び23年度に予定している取組
(2)就業支援の充実	配相セ 偶談者 支援力	・ハローワークやジョブカフェ、母子就業支援センターなどとの連携を強化するとともに、指導員の同伴や職場体験講習の活用を図り早期就職につなげた。	・22年度に引き続き関係機関と連携を強化し、制度の活用を図り就業の支援を行う。また、新たに配置した生活サポーターが積極的に関わり早期就業を目指す。
	共同セ 心参 同参 心参 男女	経済的に困難な状況にある女性のためのパソコン講座	・平成22年度の取組を継続
(3)各種援護制度等の利用に関する支援	福祉指 導課	・事業:生活保護世帯の子育て支援 ・対象:子どものいる生活保護世帯 ・内容:子育て支援専門員の配置-2事務所(中央東、中央西)	・事業:生活保護世帯の子育て支援 ・対象:子どものいる生活保護世帯 ・内容:子育て支援専門員の配置-4事務所(安芸、中央東、中央西、須崎)
	県民共 同参 画課	対象:市町村や福祉事務所の相談窓口職員等 内容:DVに関する情報提供及び研修の実施 市町村DV対策担当者研修会 中央(県下全域対象)・安芸・幡多 参加者:市町村担当職員・相談員 80名 内容: 中央 講演「配偶者の暴力のある家庭への支援」、事例検討 安芸・幡多 高知県のDVの現状、一時保護と地域支援、 ビデオ視聴、事例検討	・関係各課との連携強化 市町村DV対策担当者研修会の開催 ・DV対策連携支援ネットワークの連携強化及び拡充
	配相セ 偶談者 支援力	・関係機関との協議の場を多く持ち、各種援護制度の活用を図り効果的な被害者支援を行った。また、被害者や同伴者の状況に応じ、児童相談所や法テラス、被害者支援センターなどを活用し効果的な支援を行った。	・22年度に引き続き、従前どおりの支援を関係機関と行うとともに、さらに国の通知等に基づき、より実情にあった支援の在り方を検討する。
(4)自立のための生活支援	県民共 同参 画課	・民間企業や民間団体と連携した生活支援 内容:生活用品や支援品の提供、小口資金の貸付、施設退所者への支援金の贈呈 主な連携相手:女性保護対策協議会、あいあいめっせ、国際ソロプチミスト高知、サニーマート、農協女性部、 フードバンク ・DV被害者の支援に関する協定に基づいた取組(相談カードの作成、配布) 国際ソロプチミスト100高知の追加により、国際ソロプチミスト9団体	・企業や民間団体の支援、協力の拡充を図り、自立のための資金や生活用品の確保に努める。
	配相セ 偶談者 支援力	・必要に応じて自立支援施設への入所を促し早期の社会復帰を支援した。また、企業や民間の方から提供された生活用品を自立の際に有効に活用した。	・22年度に引き続き、積極的に、自立支援施設を活用し早期の社会復帰を支援する。また、企業や民間との連携をさらに進める。

基本目標4 DVを許さない社会づくり

重点目標	担当課室名	22年度の取組<事業名・対象・内容・参加者>	今後の課題及び23年度に予定している取組
(1)県民への広報啓発の充実	広聴報 課	・県の広報紙や新聞、テレビ、ラジオを通じてDV被害者の相談窓口などの広報を行った。	・22年度の取組の継続 県の広報紙や新聞、テレビ、ラジオを通じてDV被害者の相談窓口などの広報を行う。
	健康対 策課	対象:県民 ・市町村のイベント(1か所)や世界エイズデーイベントで、県民に思春期の性に関する正しい知識の啓発 ・大学で性に関する情報提供を実施(1か所)	・22年度の事業の継続
	福祉保 健課	・関係機関からの依頼により精神保健福祉センター職員が研修会の講師として啓発活動を行った。	・22年度の取組の継続
	人権啓 発セン ター	対象:県民 ・人権啓発広告新聞掲載事業:男女共同参画社会実現(DV啓発含む)推進と相談窓口の紹介(高知新聞3/26掲載、3段) ・人権啓発放送事業:「DV」は重大な人権侵害です!ひとりで悩んでいませんか?女性の権利「自分を守るために」編、被害防止と相談窓口の紹介(TV-30秒40回、RD-60秒25回(11/19~11/25)) ・人権啓発映画等放映事業:番組制作「心呼喚しよう」にて第1話「デートDVに注意!」を放送(6/27高知放送17:25~17:30)	対象:県民 ・人権啓発広告新聞掲載事業:DV啓発メッセージや相談窓口の紹介(高知新聞、3段) ・人権啓発スポット事業:DV啓発メッセージや相談窓口の紹介
	県民共 同参 画課	・相談カードの設置 設置先:小売店、医療機関、市町村窓口、図書館など 部数:20,000枚 ・広報番組 テレビ:高知さんさんテレビ、テレビ高知 ラジオ:高知放送、FM高知 読み上げ 年間を通して9回・DV防止啓発講演会 「安心できる家族をつくるため」~DVと虐待をみつめながら~ 講師 信田 さよ子(原宿カウンセリング)	・テレビやラジオを利用した県民への広報啓発 ・地域活動団体の研修会等を利用した啓発 ・デートDVの啓発資料作成、配布

重点目標	担当課室名	22年度の取組<事業名:対象:内容:参加者>	今後の課題及び23年度に予定している取組
(1) 県民への広報啓発の充実	配相センター 相談者支援 暴力	・市町村と福祉保健所のDV担当者への研修会を実施した。 ・ソロプチミストの協力を得て量販店や官公庁の女子トイレにDVカードを配布するなどの啓発を行った。 ・各種関係団体及び一般県民を対象とした出張講演研修を実施した。 ・各種メディアにも積極的に情報提供した。	22年度と同様に取り組む。
	共同センター うち参画 男女	ドメスティックバイオレンスの防止を広く県民に啓発するため、DVをテーマにした講演会を実施した。 「安心できる家族をつくるため」～DVと虐待をみつめながら～ 講師 佃田 さよ子(原宿カウンセリング)	平成23年11月13日 デートDV防止啓発講演会 講師 戒能 民江
(2) 職場での研修の充実	雇用労働	・DVに対する啓発は取り込まれていない。	・経営者団体・労働組合等に対し、企業におけるDVに関する従業員研修について、協力依頼
	人権啓発	対象:県、市町村、一般研修 ・講師派遣等事業:女性の人権について(DVIに関する内容を含む)回数6回、参加者129名	対象:県、市町村、一般研修、民間団体等 ・講師派遣等事業:女性の人権について(DVIに関する内容を含む)
	県民男女共同参画	対象:市町村や福祉事務所の相談窓口職員等 内容:DVに関する情報提供及び研修の実施 ・市町村DV対策担当者研修会 中央(県下全域対象)・安芸・幡多 参加者:市町村担当職員・相談員 80名 内容: 中央 講演「配偶者の暴力のある家庭への支援」、事例検討 安芸・幡多 高知県のDVの現状、一時保護と地域支援、ビデオ視聴、事例検討	・県、市町村職員対象の地域での研修会・講演会の開催
	配相センター 相談者支援 暴力	・実績なし	・DV問題についての出前講座の実施
	共同センター うち参画 男女	職場への研修実績なし	民生委員研修会で研修予定
(3) 学校等での人権教育の推進	私学・支援課	私立学校人権教育推進指導業務 内容:私立小中高等学校の人権教育を推進するため、(財)高知県人権啓発センターに委託し学校が抱える課題等に応じ助言、指導を行った。また、校内研修の推進や研究協議会の運営を指導し研修会の開催を支援した。 対象:私立学校教職員	平成23年度についても、前年度の取組を継続する。
	健康対策課	事業:性に関する出前講話 対象:思春期の子ども 事業および実績 ・高等学校での性に関する講話(1校)	取組 ・22年度事業の継続
	人権教育政策課 高等学校 ・小中学校 ・体育スポーツ課	1 人権教育セミナー 対象:県内教職員 内容:「女性と人権・デートDVとジェンダー～若もの世代に犯さる新しいメディアの影響～」他 2 人権教育主任連絡協議会 対象:県内小中学校人権教育主任、 県立学校人権教育主任・人権教育担当者 内容:「学校における人権教育主任の職務や人権教育の推進について」他 3 人権教育主任研修会 対象:県内小中学校人権教育主任、県立学校人権教育主任・人権教育担当者 内容:「各学校の実践交流」 ※2・3において、学校における人権教育の推進についての協議や実践交流を行った。この中で「女性の人権課題」も位置づけている。 4 校内研修の実施 対象:県内公立学校 内容:児童虐待・いじめに関する研修 5 教職員研修の実施 対象:初任者、新採教職員、10年経験者、新任用の教頭 内容:児童虐待・いじめに関する研修	今後の課題 ・DV、特にデートDVに関する理解は、高等学校を中心に広まりつつある。しかし、こうした専門研修を開催すると、高等学校の教職員の参加者が多数を占めるなど、参加者層に偏りが見られる。そのため、平成23年度の人権教育セミナー「女性と人権」の講座ではデートDVと震災後の女性の人権をあわせて講演を企画している。 23年度の予定 1 人権教育セミナー 「女性と人権・デートDVとジェンダー」 対象:県内教職員 2 人権教育主任連絡協議会 「学校における人権教育主任の職務や人権教育の推進について」他 県立学校対象の協議会では、高知県人権擁護委員連合会より、デートDVの研修について紹介 3 人権教育主任研修会 「各学校の実践交流」他 2・3の対象:県内小中学校人権教育主任、 県立学校人権教育主任・人権教育担当者 4 校内研修の実施 対象:県内公立学校 内容:児童虐待・いじめに関する研修 5 教職員研修の実施 対象:初任者、新採教職員、10年経験者、新任用の教頭 内容:児童虐待・いじめに関する研修
	県民生活・参画課	・デートDVの啓発資料配布	・教育現場でのDV啓発取組の支援
	配相センター 相談者支援 暴力	・人権教育推進協議会で講演を行った。	・DV問題について教員とスクールソーシャルワーカーへの講演を行う機会を持つ。
	共同センター うち参画 男女	デートDV 高知大学 3回 213名 佐川高校 1回 238名 室戸高校 1回 59名 宿毛高校大月分校 60名	平成22年度の取組を継続

重点目標	担当課室名	22年度の取組<事業名・対象・内容・参加者>	今後の課題及び23年度に予定している取組
(4) 加害者への対応	福祉センター 精神保健	・女性相談支援センターから要請があったケースについて、相談支援を行った。	・22年度の取組の継続
	生活安全企画課	・DV防止法に基づく審尋に際しては、警察官2名を派出し、保護命令発出後間をおかず加害者に指導、警告を実施し、再発防止策を講じた。 ・相談者の要請に基づく相手方に対する指導、警告や積極的な事件化を行い、保護命令違反1件、配偶者暴力による他法令違反13件を検挙した。	・平成22年度の取組を継続するとともに、DV事案を含め男女間トラブルに起因する事案を認知した場合は、事案の特性に配慮し、加害者への一歩踏み込んだ対応をとり、凶悪事件への発展を未然に防止する。
	県民生活・男女共同参画課	・相談窓口の啓発「相談カード」の配布	・相談カード配布先の拡充
	配偶者暴力相談センター	・加害者からの相談があれば、ソーレの「男性相談」や精神保健福祉センターにつないだ。 ・一時保護後に被害者が加害者の元に帰る場合、法務局人権擁護課に加害者への説諭を依頼した。	22年度と同様に取り組む。
	「ソーレ」 共同参画 「うち男女	男性のための個別相談 毎月第1・3火曜日18:00～20:00	平成22年度の取組を継続

基本目標5 DV対策連携支援ネットワークの充実

重点目標	担当課室名	22年度の取組<事業名・対象・内容・参加者>	今後の課題及び23年度に予定している取組
(1) DV対策連携支援ネットワークの充実	県民生活・男女共同参画課	対象：市町村や福祉事務所の相談窓口職員等 内容：DVに関する情報提供及び研修の実施 市町村DV対策担当者研修会 中央(県下全域対象)・安芸・幡多 参加者：市町村担当職員・相談員 80名 内容： 中央 講演「配偶者の暴力のある家庭への支援」、事例検討 安芸・幡多 高知県のDVの現状、一時保護と地域支援、ビデオ視聴、事例検討 ・DV防止啓発講演会 「安心できる家族をつくるため」～DVと虐待をみつめながら～ 講師 信田 さよ子(原宿カウンセリング) 国際ソロプチミスト100高知とDV被害者の支援に関する協定を締結	・DV対策連携支援ネットワークの拡充及び関係者の専門性の向上と支援の拡大
	配偶者暴力相談センター	・DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門家研修会を実施した。 参加者 32団体 53名参加	・22年度同様に取り組む。課題の発信や、今後の更なる連携に繋がる会議とする。